

## いじめ防止に対する基本方針

北照高等学校

### 1. はじめに

本校は校訓「克己復礼」のもと、高校3年間で、社会に出るための素養を身につける準備期間ととらえ、授業・HR・クラブ活動や学校行事などの教育活動を通して、他者から信頼され、社会で通用する規範を身に付けると共に己の確立を目指している。

そのために、全ての生徒が安全で安心できる学校生活をおくることができる学校作りに取り組む。

### 2. いじめ防止に対する基本理念

いじめは、人権侵害であり、暴力・金品の強要・誹謗中傷などのいじめの様態は犯罪行為であるという認識と、「いじめはどの生徒、どの学校でも起こりうる」「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」「いじめられている生徒を守る」という共通理解の下、自校の生徒がいじめに関わる事が無いように、全ての教職員が教育活動の中で生徒を尊重し、他者をいたわる心を養う指導を行う。

いじめの未然防止を図りつつ、生徒一人ひとりの些細な変化を感じ取る洞察力や感性を高め、いじめの早期発見に取り組むと共に、いじめを認知した場合は解決に向けて適切かつ迅速な対応を心がける。必要に応じ専門機関との協力体制を作り、いじめを受けた側、いじめた側の生徒のケアまでをおこなう。

### 3. 「いじめ」の定義

平成 25 年9月 28 日に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づき〔生徒などに対し、一定の人間関係にある他の生徒などが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった生徒などが心身の苦痛を感じているもの。〕とする。

◎具体的ないじめの様態には以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶ振りをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話などで、誹謗中傷や嫌なことをされる など

◎重大事態とは次のような事態である。

- ・いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める。

・いじめにより、学校を相当の期間(目安として 30 日以上連続した欠席がある)欠席することを余儀されなくされている疑いがある事態。

#### 4. 年間計画

月	取 り 組 み の 内 容
4	HR・学年集会・全校集会でいじめの無い学校作りを生徒、教職員の共通理解をはかる。 個人面談 校内巡視の実施
5	問題行動の調査 各学年集会
6	全校行事
7	問題行動の調査・球技大会・全校行事 各学年集会
8	HR・学年集会・全校集会でいじめの無い学校作りを生徒、教職員再認識する。 清掃活動 全校集会
9	問題行動の調査 学校祭
10	全校行事 各学年集会
11	見学旅行
12	球技大会 全校集会・問題行動の調査
1	HR・学年集会・全校集会でいじめの無い学校作りを生徒、教職員再認識する。 全校集会
2	入学試験
3	生徒、教職員にいじめについて1年間の総括としてのアンケートを行なう。 各学年集会

#### 5. いじめ防止等のための組織

名 称 いじめ対応委員会

構成員 教頭 生活指導部 当該学年主任 養護教諭

役 割 いじめ防止に対する基本方針の作成、  
校内研修の企画、立案、進行  
いじめの未然防止・早期発見に関する研究

いじめが疑われる案件への対応  
年間計画の作成、実施  
年間計画の進行状況の確認、見直し  
各取り組みの見直し  
いじめ防止基本方針の検証、見直し

## 6. いじめの防止

### ①基本的な考え方

いじめが起きにくい環境を作り、全ての教員が「いじめはどの生徒、どの学校でも起こりうる」という共通した認識を持ち、生徒1人1人と信頼できる関係作りや解りやすく規律ある授業作りを行ない、豊かな人間性や社会性を育てる。また、このような取り組みが成果を上げているかを生徒の言動の把握やアンケート、個人面談などで検証し継続的に取り組む。

### ②いじめ防止のための措置

- ・学級経営の充実
- ・解りやすい授業の検討
- ・教員の資質向上のための研修
- ・教職員による不適切な認識や言動によりいじめを助長する事がないように注意する
- ・学校行事による仲間意識を育む
- ・生徒会が主体となり、いじめの防止を訴える
- ・生徒にいじめについて学習する取り組みを行う
- ・生徒が相談しやすい環境の整備

## 7. 早期発見

### ①基本的な考え方

日常の交流から生徒一人ひとりの些細な変化を感じ取る。また、生徒が相談しやすい環境を整備し、いじめの疑いがある場合は迅速に対処する。更に、いじめがあると知らせてくれた生徒の安全を最優先とする。

### ②いじめの早期発見のための措置

- ・SHR や休み時間、放課後など積極的に生徒との交流を図る。
- ・廊下や体育館、トイレ等での生徒の言動などの様子に目を配る。
- ・定期的な調査の実施
- ・個人面談の実施
- ・いじめの相談をする行為の正当性を周知する。

## 8. 「いじめ」に対する措置

### ①基本的な考え方

暴力的ないじめ(行為)がある場合は速やかに制止させる。

いじめにあった生徒のケアと保護者との丁寧な対応を心がけ、安心して学校生活をおくることが出来るように再発の防止にも努める。そのためにもいじめの背景や原因、人間関係を把握し指導する。

いじめを行った生徒も問題を抱えていることもあるので、背景を考慮しながらいじめ行為は多くの人を苦しめ、時には重大な事態となりかねないことを理解させ、後悔し、自発的に謝罪の気持ちに至る継続的な指導をする必要がある。このような対応を教職員の共通理解の下、組織的に行う。

#### ②いじめ発見・通報を受けた時の対応

いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。いじめを受けた生徒やいじめを知らせてくれた生徒の安全を最優先とし、「いじめ対応委員会」へ報告する。その後、「いじめ対応委員会」が中心となりいじめの有無の確認を行うために、当該生徒などから事実確認を行ない、「いじめ」が確認された場合は校長が理事長へ報告する。必要な場合は北海道総務部人事局学事課と相談する。

#### ③いじめられた生徒又はその保護者への支援

「いじめはいじめる側が悪い」「いじめられている生徒を守る」という全教職員の共通理解の下、いじめ対応委員会が中心となって、いじめられた生徒の不安を取り除き、安心して教育を受けられる環境を整える。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人(友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し対応する。保護者に対しては、家庭訪問などにより迅速に事実関係を伝えると共に不安を解消できるような対策を計画する。

#### ④いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」という全教職員の共通理解の下、いじめ対応委員会が中心となって、いじめを行った生徒も問題を抱えていることもあるので、背景を考慮しながらいじめ行為は多くの人を苦しめ、時には重大な事態となりかねないことを理解させ、後悔し、自発的に謝罪の気持ちに至る継続的な指導を行ない、いじめの再発を防止する。また、保護者に対しては、迅速に事実関係を伝え理解や連携を求め、今後の適切な対応が行える継続した協力体制を作る。

#### ⑤いじめが起きた集団への働きかけ

いじめの場にいた、他の生徒に対してもいじめは許される行為ではない。という観点からいじめ防止の為に自分ができることを考えさせ反省を促す。例えば、「いじめられる側にも問題がある」「教員や親などの大人に言いつける(チクる)ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題は無い」などの考え方は間違っていることを理解させ、どこで間違ってしまったのかを考えさせる。それと同時に、いじめられた生徒の立場になり、その辛さや悔しさ、更に、孤独感や孤立感を増していったことを理解させ、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りを進めていくことができるように導く。

⑥ネット上のいじめへの対応

情報の授業やHRなどでSNSなどの使用マナーやリスクなどについて生徒に周知する一方、保護者に対しても保護者会や紙面で理解ならびに協力を求める。

いじめの被害が発生した場合、ネット上の不適切な書き込み等については被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を取る。また、必要な時は、プロバイダに対しても速やかに削除を要請したり、所轄の警察署に援助を求めたりする。

⑦重大事態への対応(いじめ防止対策推進法第28条)

いじめ対応委員会の他、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家などのメンバーで重大事態に至った経緯を調査し事実関係を検証し再発防止の取り組みを行う。

平成26年3月28日 制定

令和4年4月22日 改定